

福企告示第5号

福岡地区水道企業団人事行政の運営の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成30年度における人事行政の運営の状況を次のように公表する。

令和元年9月30日

福岡地区水道企業団 企業長 諫山 和仁

平成30年度福岡地区水道企業団人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(単位:人)

採用	退職		
	定年	その他	合計
17	0	15	15

(2) 職員の昇任及び降任の状況

(単位:人)

昇任					降任
係長級	課長級	部長級	局長級	合計	
1	0	0	0	1	0

(3) 条例定数の状況

(単位:人)

平成31年度職員数(4月1日現在)	対前年度増減比
72	0

(4) 主な増減内容

平成30年度から平成31年度にかけての職員数の主な増減内容は、下記のとおりである。

(単位:人)

職員数の増減なし	
----------	--

(5) 級及び職制上の段階ごとの職員数の状況

平成31年4月1日現在における級及び職制上の段階ごとの職員数は、以下のとおりである。

なお、割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

水道企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型な業務を行う職務	2	3.3	係員	2	2	3.3	1級職
				計	2			
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	14	23.0	係員	14	14	23.0	2級職
				計	14			
3級	係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	4	6.6	係員	4	4	6.6	主任
				計	4			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	18	29.5	係員	18	18	29.5	総括主任
				計	18			

5級	係長の職	15	24.6	係長	12	15	24.6	係長
				主査	3			
				計	15			
6級	課長の職	6	9.8	課長	3	6	9.8	課長
				牛頸浄水場の場長	1			
				水質センターの 所長	1			
				海水淡水化センタ ーの所長	1			
				計	6			
7級	部長の職	1	1.6	部長	1	1	1.6	部長
				計	1			
8級	局長の職	1	1.6	副企業長	1	1	1.6	局長
				計	1			
合計		61	100					

水道企業職給料表 再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	2	50.0	係員	2	2	50.0	総括主任
				計	2			
6級	課長の職	1	25.0	課長	1	1	25.0	課長
				計	1			
7級	部長の職	1	25.0	部長	1	1	25.0	部長
				計	1			
合計		4	100					

2 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の概要

区 分		概 要	
一般 評価	勤務 成績 評価	定期評価	職員のうち部長級以下の職員を対象に毎年11月に実施している勤務成績評価
		条件付採用 期間評価	職員のうち条件付採用期間中の職員を対象に条件付採用開始の日から概ね5か月を経過したときに実施している勤務成績評価
		臨時評価	企業長が必要と認めた場合に定期評価及び条件付採用期間評価以外に臨時に実施する勤務成績評価
	業績評価		職員のうち局長級職員を対象に毎年3月に実施している人事評価
特別評価		職員のうち企業長が特別な方法による育成が必要と認める職員を対象に毎年3月及び9月に実施している人事評価	

3 職員の給与の状況

(1) 人件費(平成30年度水道用水供給事業決算) (平成31年3月31日現在)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
10,532,822,596 円	599,706,051 円	5.7 %

(2) 職員給与費の状況(平成30年度水道用水供給事業決算) (平成31年3月31日現在)

職員数(A)	給 与 費				一人当たり
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
69	276,443	99,538	121,982	497,963	7,217

※ 再任用職員を含む

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

平均給料月額	平均年齢
336,059 円	44.8 歳

(4) 職員手当の状況

ア 扶養手当

(平成31年3月31日現在)

扶 養 親 族	手当額(月額)
配偶者	12,000円
配偶者以外の扶養親族	
子	9,200円
職員に配偶者がいない職員の子のうち1人	12,000円
父母等	7,500円
職員に配偶者がいない職員の父母等のうち1人	10,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額	1人につき 5,600円

イ 住居手当

(平成31年3月31日現在)

区 分	手当額(月額)	
借家・借間居住者	家賃月額が23,000円以下の場合	家賃月額から12,000円を控除した額
	家賃月額が23,000円を超える場合	家賃月額から23,000円を控除した額の1/2(16,000円を限度)を11,000円に加算した額
	最高支給限度額	27,000円

ウ 通勤手当(平成31年3月31日現在)

通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給される手当で、交通機関等の利用者には通勤に要する運賃等に相当する額(1か月当たり55,000円を限度)が、自動車等の利用者には通勤距離によって1か月当たり2,000円から31,600円までの額が支給される。

エ 期末・勤勉手当

(平成30年度支給割合)

区 分	期 末 (月分)	勤 勉 (月分)
6月期	1.225 (1.025)	0.90 (1.10)
12月期	1.375 (1.175)	0.95 (1.15)
計	2.60 (2.20)	1.85 (2.25)
備 考	職制上の段階、職務の級による加算措置がある。	

(注)1 ()内は管理職(課長以上)

2 年間支給割合は、国に同じ。

3 課長級以上の職員に対する勤勉手当の支給割合については、成績率を導入している。

名 称	内 容
地 域 手 当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は10パーセントである。
時間外勤務手当	<p>正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当で、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間が割り振られた日については100分の125(深夜勤務は100分の150)、勤務を要しない日については100分の135(深夜勤務は100分の160)、勤務を要しない日の振替え等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務については、100分の25を乗じて得た額が支給される。</p> <p>ただし、時間外勤務が1か月に60時間を超える場合は、当該超過分については100分の150(深夜勤務は100分の175、勤務を要しない日の振替え等による勤務は100分の50)を乗じて得た額が支給される。</p> <p>※ 深夜勤務:午後10時から翌日の午前5時までの勤務</p>
特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給される手当で、有害物取扱手当、危険作業手当、特別作業手当など5種類がある。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。その概要は、以下のとおりである。

(1) 勤務時間の状況(平成31年3月31日現在)

ア 標準勤務職場

(ア) 1週間の勤務時間

38時間45分

(イ) 勤務時間の割り振り

勤 務 時 間	休 憩 時 間
(注) 8時45分から17時30分まで 又は 9時15分から18時00分まで	12時から13時まで

(注) 通勤時の交通混雑緩和の観点から、時差出勤を行っている。

イ 特殊勤務職場

水道用水の安定供給等の観点から牛頸浄水場において、必要に応じ交替制等による勤務時間を設定している。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

労働基準法に基づき、事由を限らず毎年与えられる有給休暇であり、年次有給休暇の平均使用日数は、12.8日(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)である。

(3) 特別有給休暇の状況

特別の事由に基づいて認められる有給休暇であり、交通機関の事故等、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡等18項目を設けている。

(4) 介護休暇の取得状況

職員は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある父母等を介護する必要がある場合に、企業長の承認を得て、休暇を取得することができる。平成30年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	休 暇 の 取 得 形 式		
		全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	0	0

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

職員が3歳未満の子を養育する場合に、企業長の承認を得て、休業(育児休業)することができる。また、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(部分休業)又は1週間当たりの勤務時間を短縮すること(育児短時間勤務)ができる。平成30年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性職員	0	1	0
	0	0	0
女性職員	0	0	0
	0	0	0
計	0	0	0
	0	0	0

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成30年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続いている者の数を記入している。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、企業長が行う処分のことである。平成30年度における分限処分の状況は、下記のとおりである。

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対しその道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と秩序を維持することを目的として、企業長が行う処分のことである。平成30年度における懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
職務規律違反	0	0	0	0	0
一般非行	0	0	0	0	0
事務に関する不正	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
上司の監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

7 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組み(平成30年度)

ア 依命通達

平成30年7月及び12月に、職員のサービス規律等の徹底を図るため、綱紀の粛正について通達した。

イ 公務員倫理研修の実施

平成30年6月及び7月に、各職場単位で公務員倫理研修を実施した。

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の再就職の状況

平成30年度に課長級以上の職で退職した職員の再就職の状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

退職者数	うち再就職者数			
	再任用職員	嘱託員等	民間企業等	その他
1	0	0	1	0

9 職員の研修の状況

職員の研修及び人事評価の状況は、以下のとおりである。

(1) 主な研修の実績(平成30年度)

区 分	研 修 名	参加者数(人)
福岡市職員研修	必修研修	28
	その他研修	27
免許・資格等の取得	第三級陸上特殊無線技師、安全衛生推進者養成講習等	17
派遣研修	厚生労働省・日本水道協会等	96
企業団研修	新任研修	22
職場研修	職場研修(接遇・公務員倫理、人権)、メンタルヘルス研修、交通安全講習会	延べ 501

職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりである。

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 職員の安全衛生管理に関する事業

職員の健康管理の充実と安全で働きやすい職場形成を図るため、労働安全衛生法及び福岡地区水道企業団企業職員安全衛生規程に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、安全管理推進員、衛生管理者、衛生管理推進員及び安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生活動の推進に努めている。

イ 職員の健康管理に関する事業(平成30年度)

労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の健康診断等を行っている。

(単位:人)

項 目	対 象 者	対象者数
一般健康診断	全職員	99
特殊健康診断	水質検査業務等の有害業務、深夜業務等の業務に従事する職員	延べ 46